

別表2(第6条、第10条関係)

| 世帯区分 | 世帯の収入状況  | 月額負担上限額(円)          |                |
|------|--|---------------------|----------------|
|      |  | ストーマ用装具又は紙おむつ等以外の品目 | ストーマ用装具又は紙おむつ等 |
| 生活保護 | 生活保護受給世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯 | 0                   | 0              |
| 低所得1 | 市町村民税非課税世帯(障害者等の収入が80万円以下)   | 15,000              | 500            |
| 低所得2 | 市町村民税非課税世帯(障害者等の収入が80万円を超える)   | 24,600              | 1,000          |
| 一般   | 市町村民税課税世帯  | 37,200              | 2,000          |

※1 18歳以上の障害者の「世帯」の範囲は「障害者及び同一の世帯に属する配偶者」とする。

※2 低所得1、低所得2又は一般のうち、その属する世帯区分の月額負担上限額まで費用負担をすることにより、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者となる者で、当該世帯区分以外の月額負担上限額を適用することにより要保護者とならない場合においては、要保護者とならない世帯区分として取り扱うことができる。

※3 この表における市町村民税の額は、障害児者及びその者と同一の世帯に属する者を指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。)以外の市町村の区域に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

※4 この表における市町村民税の額は、申請する日の属する年度(申請する日の属する月が4月から6月までの間にあつては、当該年度の前年度)分の額とする。